

第 4 回 検討小委員会（各種商品小売業） 使用者代表委員意見

各種商品小売業の特定（産業別）最低賃金の改正の必要性の審議における使用者代表委員の意見については、既に第 2 回、第 3 回の本小委員会でも述べたとおりであるが、今般労働者代表委員からご意見を頂いたことを踏まえ改めて述べる。

1. 「検討小委員会における使用者代表委員の主張に対する受け止め」について

『「不当な賃金の切り下げが行われているのか」を主張され続け、賃金の切り下げが行われていないのであれば、検討する余地もないという考えなのではなかろうか』とあるが、中央最低賃金審議会の検討小委員会報告等の考え方に基づけばそうならざるを得ないのである。

また理由は最後に述べるが、本制度の目的外のことについて議論を行うことは当審議会並びに小委員会の審議として不適切なものとみられかねず、使用者代表委員としてはそのような議論に与することは出来かねると考える。

2. 「企業の枠を超えた公正競争のための特定最低賃金」について

- (1) 「特定（産業別）最低賃金は、当該産業労使のイニシアチブを発揮することを前提としており、日本で唯一、企業の枠を超えて産業別・職業別に事業の公正な競争条件を賃金で担保するとともに、『未組織労働者』を含めた労働条件の向上を図るための手段として、団体交渉を補完・代替する役割を果たしている」については首肯できる。

但し、「労働条件の向上を図るための手段」については、H 4. 5. 1 5 中央最低賃金審議会公正競争ケース検討小委員会の報告によれば『労働協約ケース』は 6 1 年答申前文の『労働条件の向上』を、また『公正競争ケース』は『事業の公正競争の確保』を受けて設定されていると理解することが適当である」とあり、公正競争ケースによる特定最低賃金の目的ではない。

- (2) 「使用者代表の意見の中では、個別企業内以外に加えて『業種や地域などそれぞれの問題に応じた相応しい場で行われるべきである』と言われているが、まさにそれが業種として検討するこの場（各種商品小売業特定最低賃金の場）であると考え」とあるが、首肯出来かねる。

使用者代表が申し上げたのは「人材の確保や働く方の賃金や処遇、その他の課題への対応などは、使用者代表としても重要であると考えており、幅広い観点から労使で議論を重ねていくことが必要であり、そのような議論は個別、或いは業種や地域など、それぞれの問題に応

じた相応しい場で行われるべきである」ということであるが、ここで言う「その他の課題」とは多様な働き方、高年齢者の雇用継続などの労働問題から、ダイバーシティ&インクルージョンや顧客のニーズや意識の変化、DXやGXなどのビジネス環境の変化など新しい課題への対応など幅広いものを含んでいる。

これらの課題の解決の為には、個別の企業毎だけでなく、その内容に合わせて地域や業種などの適切な枠組みの中で労使が継続的に実効性のある議論を深めていく必要があると考えているところである。

「公正競争の確保」は上記の課題への対応の前提条件の一つであると考え、当小委員会は特定最低賃金の改正の必要性を審議するため設けられたものであり、前述のような様々な課題の解決に向け議論を深めることを目的としているものではない。

- (3) 「特定最低賃金は、同じ産業・業種であっても賃金格差が大きい実態を是正し、労使が企業の枠を超えて『同一労働同一賃金』の基盤を形成することに資する制度として有効であると考え」とあるが、首肯出来かねる。

特定最低賃金は、関係労使が労働条件の向上又は公正競争の確保の観点から地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認めるものに限定して設定されるものである。

一方「同一労働同一賃金」は、法により「同じ企業で働く」「正社員と非正規社員の間」で「職務内容、職務内容・配置の変更範囲が同じ場合は差別的取扱いを禁止」し、更に「その他の事情を考慮して不合理な待遇差を禁止」するものである。

このように両者は全く異なるものであり、使用者代表委員としては「同一労働同一賃金」は既に法により全ての企業に適用されており、いずれの企業にあっても遵守されることは当然と考えるが、特定最低賃金が賃金格差を是正したり同一労働同一賃金の遵守を促進するためのものとは認識していない。

- (4) 「産業を発展させるための一つの例として、本年9月に家電量販店の労働組合が会社と交渉して決めた労働条件が、同じ地域の同じような会社すべてに適応される『地域的拡張適用』が決定された」との見方は首肯できる。

労働条件の「地域的拡張適用」は、労働組合法第18条第1項において「一の地域において従業する同種の労働者の大部分が一の労働協約の適用を受けるに至ったときは、当該労働協約の当事者の双方又は一方の申立てに基づき、労働委員会の決議により、厚生労働大臣又は都道府県知事は、当該地域において従業する他の同種の労働者及びその使用者も当該労働協約（略）の適用を受けるべきことの決定をすることができる」とされているものである。

これを特定最低賃金と比較した場合、S 6 1. 2. 1 4 中央最低賃金審議会答申別紙にあるとおり「一定の地域内の事業所で使用される同種の基幹的労働者の概ね2分の1〔3分の1〕以上のものが賃金の最低額に関する定めを含む1の労働協約の適用を受ける場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む2以上の労働協約のいずれかの適用を受ける場合において、労働協約の当事者である労働組合または使用者（使用者の団体を含む）の全部の合意により行われる申出であること」とされる「労働協約ケース」がこれに類似するものと言える。

3. 「産業で働く者の現状と課題」「現状を踏まえての特定最低賃金の引き上げの必要性」について

ここに記載されているように各種商品小売業に於いて様々な課題があり、「当該産業の発展のためには今後も使用者代表と労働者代表が寄り添っていかないとこの産業発展は望めず、これからも労使が話し合っただけで前に進むべきと考える」との意見は首肯できる。

その為には、労働者代表委員の述べるように「当該産業の現状を見据えた上での必要性のある賃金の底上げを検討することで、そこで働く既存労働者の勤労意欲の向上、優秀な人材確保、雇用の安定などに結び付き、それが今後の企業の発展、またそこで働く労働者の生活向上になるように取り組んでいくべきである」との意見も首肯出来るものである。

であればこそ、公正競争ケースにもとづく特定最低賃金の改正の必要性を審議する当審議会並びに小委員会では無く、前述のとおりそれぞれの問題に応じた相応しい場に於いて労使相互で継続的に実効性のある議論を深めていく必要があると考える。

4. 当小委員会の審議について

第3回小委員会で説明したように人材の確保や賃金の問題は各種商品小売業に限ったものではなく、上記3で挙げられた課題の他にも、例えばコロナ禍の長期化により労働環境の厳しさや感染リスクが高止まりしている医療・サービス関連、売上の回復が見られない飲食・宿泊関連の業種など、夫々特有の深刻な課題を抱えている業種もある。

また第2回小委員会で労働者代表委員の示された資料では当該業種の賃金水準は他業種と比較し寧ろ中位にあったが、各種商品小売業より賃金水準が低位にある業種には上記のような厳しい状況に置かれているものもあり、そうした業種から特定最低賃金の申出はされていないが、その一因としては労働組合の組織率が低く申出の要件が満たせない事があるのでないかと思われる。

本年も既に地域別最低賃金の引上げ改定がされ、全ての働く人に等しく適用されているが、S56.7.29中央最低賃金審議会答申にあるように「現行の大きくりの産業別最低賃金は、最低賃金の適用の効率的拡大を図るという役割を果たしてきたが、地域のすべての労働者に適用される最低賃金である地域別最低賃金が定着し、低賃金労働者の労働条件の向上に実効をもつようになってきた現在においては、現行産業別最低賃金のこうした経過措置的な役割・機能の見直しを行うことが必要である」とされ、特定最低賃金は「労働協約ケース」と「公正競争ケース」のみ限定的に設けられていることに留意すべきである。

そうしたことから、本審議会も含め小委員会でも特定最低賃金の審議に於いては、この制度の趣旨に則り真摯に議論を行わなければならないと考える。

また仮に、申出のあった業種の個別の事情を取り上げて改正等の必要性を認めるとなると、上記のように①地域別最低賃金の意義を失わせる、②申出に至らない業種との間で公平性が確保出来ず格差が発生・拡大する、ほか③委員が制度内容を理解していない、誤った解釈をしている、或いは制度内容を逸脱し当事者の都合の良いように物事を決めていると受け取られる、といった懸念がある。

使用者代表委員としては、このように当審議会の審議が不適切なものとなり、ひいては当審議会に対する社会の信頼が失われることになりかねないような議論に与することは出来ないのである。

今般労働者代表委員から「『不当な賃金切り下げが行われているか』については、各企業においては法令を遵守している以上、ほとんどあり得ないと思われる」との見解や、意見陳述に出席した労働者代表関係者から「不当な賃金切り下げが行われているとは承知していない」旨の表明があったが、使用者代表委員としても認識は一致している。

つまり、公正競争ケースによる各種商品小売業の特定最低賃金の審議に於いて「公正競争を妨げる不当な賃金の切り下げは行われていない」という労使の基本的認識が一致していることから、双方とも「改正の必要性なし」との結論となるのが適切なあり方と考える。

以上